平成２６年（フ）第９３１号
福岡市中央区荒戸２丁目２番15―902号
債務者　橋本　佳奈
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９５５号
福岡県糟屋郡宇美町宇美１丁目８番１号
債務者　青山　英夫
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９６０号
福岡市南区五十川１丁目８番25―205号
債務者　安部　省三
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２７号
鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地541番地11　町営観月台団地７号、前住所鹿児島県薩摩郡宮之城町広瀬5089番地１
債務者　山口　博己
1　決定年月日時　平成26年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第２８号
鹿児島県出水市本町18番６号、前住所熊本県熊本市龍田町弓削538番地10
債務者　房本　裕子（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成26年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第３０号
鹿児島県阿久根市脇本835番地乙―２、前住所京都府木津川市州見台４丁目２番地２　ファミール州見Ａ201号
債務者　堀田　喜三
1　決定年月日時　平成26年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
北海道日高郡新ひだか町静内こうせい町１丁目２番18号
債務者　松村　紀子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２６年（フ）第３０７号
仙台市太白区郡山４丁目２番18号　プラザ郡山Ａ201
債務者　石河　文子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１５１号
茨城県水戸市西原２丁目８番９号
債務者　滑川　友子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１７９号
茨城県那珂市中里322―２　救護施設ナザレ園、住民票上の住所茨城県水戸市城東５丁目５番６号　シティハイムメルモ101号
債務者　鈴木　昭二
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１８７号
茨城県常陸大宮市栄町1189番地の６　南住宅２号、旧住所茨城県那珂市横堀1055番地８
債務者　大森　千春
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第６７３号
京都市右京区西院西貝川町82番地１　Ｗｉｎｇ西院110号室
債務者　端山　裕紀
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５７０号
兵庫県加古川市加古川町南備後331番地の１　パルコート曹操103号、従前の住所兵庫県加古郡播磨町古宮355番地の11
債務者　鈴木　　祐
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２４９号
兵庫県姫路市西今宿１丁目２番２―204号　ベーセ・ベージェ西今宿
債務者　尾崎　等志
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２８７号
兵庫県加古川市別府町新野辺北町２丁目156番地の２
債務者　本田　義博
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２９４号
兵庫県赤穂郡上郡町高田台４丁目11番７
債務者　大林　千絵
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４３１号
広島市南区西蟹屋１丁目１番30号　木村ビル４Ｆ、住民票上の住所広島市南区丹那町63番１号
債務者　吉川　奈々
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
広島地方裁判所民事第４部